

須崎市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に須崎市が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のように定める。

令和4年12月22日

須崎市長 楠 瀬 耕 作

第1 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

1 須崎市内に主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）の場合

一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる者は、令和4年10月1日（以下「審査基準日」という。）において、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者で、競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（高知県の様式。以下「申請書」という。）を市長に提出し、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当せず、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

ただし、資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）と他の有資格者若しくは資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）が合併した場合、有資格者である個人が法人組織に変更した場合又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業の譲渡（相続を含む。）を受けた場合（以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 審査基準日の前日（令和4年9月30日）までに納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税を滞納している者及び代表者が須崎市における水道料金、下水道負担金及び使用料、保育料、住宅使用料、住宅新築資金等を滞納している者。ただし、申請書の提出時までには完納した場合は、この限りでない。
- (6) 須崎市内に主たる営業所又は支店若しくは営業所を有する事業者について、須崎市において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で個人住民税を特別徴収するための手続を資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）までにしてい

ない者、須崎市において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、須崎市において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

- (7) 須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年須崎市規則第17号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者

2 市外業者の場合

一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる者は、審査基準日において、1の(1)から(7)に掲げる事項のいずれにも該当しない者で、申請書を市長に提出し、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当せず、資格者名簿に登載された者とする。

ただし、資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）と他の有資格者若しくは資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）が合併した場合、有資格者である個人が法人組織に変更した場合又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業の譲渡（相続を含む。）を受けた場合（以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

なお、高知県外に主たる営業所を有する者は、次に掲げる登録を受けている者とする。

- (1) 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条の規定に基づく登録
- (3) 建築関係コンサルタント業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録
- (4) 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条の規定に基づく登録
- (5) 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録
- (6) 環境調査業務及び水質分析業務 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録

第2 申請書の提出時期及び方法等

- 1 一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者は、申請書を市長が特別な理由があると認めた場合又は合併等の場合を除き、令和5年1月10日から令和5年2月

【別紙② 測量・建設コンサルタント業務等】

10日までの間（以下「受付期間」という。）に市長に提出しなければならない。

なお、申請は須崎市入札参加資格申請WEBサイト（本番申請用サイト）での電子申請とする。

2 申請書を提出する者（以下「申請者」という。）は、特別な理由がある場合を除き、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業に関する登録の証明書（写し可）
- (2) 営業所一覧表
- (3) 測量等実績調書
- (4) 技術職員名簿又は技術者経歴書
- (5) 申請者が法人である場合は登記事項証明書（写し可、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）、個人である場合はその者の身分証明書（市町村長の証明、写し可、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの）
- (6) 申請者が法人である場合は審査基準日直前の営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合は審査基準日直前1年の営業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (7) 審査基準日の前日（令和4年9月30日）までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税（法人の代表者で須崎市の課税がある場合は、その代表者にかかる市税を含む。）の納税証明書（滞納がないことが分かる証明書）（写し可）
- (8) 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（対象者のみ）
- (9) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (10) 委任状（営業所等に委任事項がある場合のみ）
- (11) その他市長が必要と認めた書類

3 2の定めにかかわらず、次に掲げる書類をもって2の（2）から（4）までに掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

- (1) 建設コンサルタント登録規定第7条第1項に規定する現況報告書の写し
- (2) 地質調査業者登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し
- (3) 補償コンサルタント登録規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し

第3 資格の取消し

市長は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき。
- 2 審査基準日以後に第1の1の（1）から（4）まで及び（7）のいずれかに該当する者となったとき。
- 3 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 4 入札参加資格を辞退したとき。

第4 申請書の変更届

申請書を提出した後、次に掲げる事項についての変更があったときは、変更届（任意

様式)を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 営業所の名称及び所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項